

防災の第一歩!

木造住宅の耐震診断をご利用ください

岡市 都市計画課 ☎53-5144 ㊟53-5138

耐震基準が強化される前に建てられた木造住宅を対象に、以下の事業を行っています。

対象要件 以下の**全て**を満たす住宅

- ・昭和56年5月31日以前に着工され、完成したもの
- ・延べ床面積の半分以上が住宅として使われているもの
- ・階数が2階以下かつ延べ床面積が300平方メートル以下のもの
- ・桝組壁工法、丸太組工法および大臣認定工法(プレハブ工法)ではないもの

自分の住まいを知る

木造住宅耐震診断員派遣事業 (無料)

- ①耐震診断員による簡易耐震診断
- ②補強案作成と耐震改修費の概算額算出(※上記診断による上部構造評点が0.7未満の場合)

11月30日(木)締め切り

住まいを強くする

木造住宅耐震改修等事業

耐震改修等に係る費用の一部を補助します。

※**耐震診断による上部構造評点が0.7未満の木造住宅が対象**

※上限100万円、多雪区域は120万円(1戸当たり)

※補助対象経費の80パーセント以内

11月30日(木)締め切り

住まいを強くする

木造住宅の耐震シェルター等の普及事業

耐震シェルターや防災ベッドを設置する場合、設置に係る費用の一部を補助します。

※**耐震診断による上部構造評点が0.7未満の木造住宅が対象**

※上限20万円(1戸当たり)

11月30日(木)締め切り

ブロック塀等の撤去等の費用を補助します

岡市 都市計画課 ☎53-5144 ㊟53-5138

対象となる塀

- ・高さが60センチメートル以上のもの
- ・避難路(通学路を含む)または避難地に面し、地震等で倒壊する恐れがあるもの

補助金額

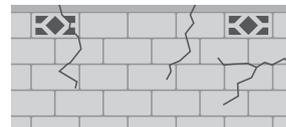
- ・撤去等にかかる経費の3分の2以内(上限10万円)
- ※工事開始までに申請が必要です。

対象者

- ・市内にあるブロック塀等の所有者
- ・補助金の交付を受けようとする年度内に補助対象の工事を完了できる人

申込締切

11月30日(木)



75歳以上の高齢者世帯へ

エアコン設置費用を補助します

岡市 高齢福祉課 ☎53-5122 ㊟53-5119

高齢者の熱中症による事故を未然に防ぐため、エアコンを設置する高齢者世帯に購入・設置費用を補助します。

対象要件

- ・市内に1年以上居住している
- ・75歳以上の高齢者のみの世帯である
- ・住民税非課税世帯に属する
- ・世帯員の全員が市税等を滞納していない

補助対象費用

- エアコンの購入・設置費用
- ※市内事業者からの購入のみが対象

補助額

- 補助対象費用の2分の1以内(上限5万円)
- ※1世帯につき1回のみ
- ※申請多数の場合は抽選です

今年度は

こんな場合でも補助対象に!

- 故障等により使用できないエアコンの買換え
- 寝室にエアコンが1台あり、居室にも設置したいなど、高齢者が日中主に使用する部屋であれば2台目まで可能

①事前申請 5月31日(水)締め切り

申請書を高齢福祉課へ提出
見積書、エアコン・室外機の設置予定箇所の写真を添付

②交付決定

③実績報告

実績報告書を高齢福祉課へ提出
領収書(写し)、明細書、エアコン・室外機の写真を添付

④交付確定

⑤請求

⑥補助金の支払い

野外焼却(野焼き)は禁止です

☎市 自治環境課 ☎53-5112 ㊟53-5138

家庭や事業活動で出たごみなどの廃棄物は、一部例外を除き、野外での焼却は法律で禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

右記は例外

- ①国等が施設管理のために必要な廃棄物の焼却
(例:河川敷、道路側の草焼き)
- ②震災、風水害、火災等の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
(例:災害時などの応急対策、火災予防訓練)
- ③風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例:どんと焼き)
- ④焚き火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
(例:落ち葉焼き、バーベキュー)
- ⑤農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例:焼き畑、畔の草および下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却)

※地面に掘った穴やブロック囲い、ドラム缶での焼却も違法です。
※例外でもタイヤ、廃ビニール、プラスチック類は、焼却できません。また、苦情や通報があった場合には、消防や警察が出勤します。

周囲の生活環境に悪影響が出るような野外焼却(野焼き)はやめましょう

- やむを得ず軽微な焼却をする場合は、周囲へ迷惑がからないようにし、完全に火が消えるまでその場から離れないでください。
- 火災とまぎらわしい煙または火災を発生おそれのある行為は、消防署に届け出をしてください。ただし、野外焼却(野焼き)が合法化されるものではありません。
- 家庭から出たごみは、分別収集に従い、ごみ集積所に出してください。

日時	内容	講師	会場
7月21日(金) 10時～	水中考古学と琵琶湖湖底遺跡 水中考古学の歩みとこれまでの琵琶湖湖底遺跡の調査について語る	滋賀県立大学 林 博通 名誉教授	米原市役所 本庁舎 コンベンション ホール
8月18日(金) 10時～	朝妻沖湖底遺跡の水中考古学調査 湖底遺跡の調査成果を基に古代の湊「朝妻湊」に迫る	豊橋市美術博物館 中川 永氏	
9月22日(金) 10時～	平安京へ運ばれた尾張のやきもの 米原の湖底遺跡から 湖底遺跡の調査で見つかった遺物から古代の流通を探る	愛知県陶磁美術館 大西 遼氏	
10月13日(金) 10時～	琵琶湖湖岸地域に残る古文書 絵図・古文書から湖岸の風景を復元する	市 生涯学習課 小野 航	

受講生募集

米原市
歴史講座
最新の水中考古学の調査成果から米原市の「湖底遺跡」に迫ります

申し込み不要
受講料 各回500円

☎市 生涯学習課 ☎53-5154 ㊟53-5129 ㊟rekishi@city.maibara.lg.jp

消費生活相談コーナー

5月は消費者月間です!

デジタルで快適、消費生活術
～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～



消費生活相談員より一言

社会のデジタル化が進むことによって生活は便利になりましたが、新たな消費者トラブルも発生しています。デジタルサービスの仕組みやリスクを理解した上で、正確な情報かを見極める力や、適正に活用するためのネットワーク上のルール・マナーを身につけましょう。

「おかしいな」と思ったら、一人で悩まず、まずは消費生活相談窓口へご相談ください。

市 消費生活相談窓口(本庁舎)
相談専用 ☎53-5110
(受付) 平日 9時30分～16時

米原警察署情報

☎米原警察署 ☎52-0110

近江長岡交番新設!

米原警察署では、夜間の対応強化を目的に、東黒田、大原、柏原、伊吹の4つの駐在所を統廃合し、新たに24時間体制の近江長岡交番(旧東黒田駐在所)として運用を始めました。

今後、地域の人々がこれまで以上に安心安全に暮らせるよう、署員一丸となって職務にまい進していきます。



令和5年市内交通事故数(3月末時点)

件数 16件(-4件) 死者 1人(+1人)
傷者 19人(-8人) ※()内は前年比